

第2期「健康都市 やまと」人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に関する市民意見公募（パブリックコメント）の結果について

■市民意見公募手続の概要

意見募集期間：令和2年2月26日（水）から令和2年3月26日（水）まで

意見提出方法：市役所総合政策課へ持参、郵送、FAX、電子申請（氏名・住所・意見を明記）

周知方法：広報やまと（3月1日号）、市ホームページ

閲覧場所：市役所3階総合政策課、市役所1階情報公開コーナー、保健福祉センター1階、各分室、各連絡所、各学習センター、各図書館、各コミュニティセンター

公表した資料：第2期「健康都市 やまと」人口ビジョン／まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

■意見提出者と意見数

2名・11件

■寄せられた意見の概要と市の考え方

1. 人口ビジョンについて

	意見の概要	市の考え方
1	「健康な人口を実現するために目指すべき将来の方向」の中で、「希望出生率「1.76」の実現を図る」としているが、目標とする時期を明記した方がいいと思う。	合計特殊出生率は、個人のライフスタイルや生き方に大きく影響を受けるものです。このため、市として、希望出生率の実現に向けて取り組むものの、あくまで将来の方向として掲げているものであり、時期を設定するものではありません。
2	国、県が人口ビジョンで示している合計特殊出生率は非常に高く、机上の空論だと思う。	国の長期ビジョンでは、2060年に総人口1億人程度が確保されるとした場合の仮定の合計特殊出生率として2.07が示されております。

2. 総合戦略について

	意見の概要	市の考え方
1	人口減少対策において最も必要なのは婚姻率を高める取り組みだと思う。このため、基本目標1、個別目標3「結婚の希望に寄り添うまちにする」は、個別目標1にするべきだと思う。	基本目標や個別目標は、体系的に整理しているものであり、計画に掲げた施策については、その順序に寄らず、効果的に推進していく考えです。
2	子どもを3人育てることへの一番のハードルは金銭的なものだと思う。最も費用がかかる教育費の面で、例えば第3子の高校・大学の費用を負担するなど、他の自治体の事例も参考にしながら、取り組みを検討してほしい。	本計画では、「基本目標Ⅰ－個別目標1－②妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担を軽減する」を掲げ、このなかで、より多くの子どもを望む人の経済的負担の軽減に取り組んでいく考えを示しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

3	コミュニティバスの運行にあたっては、費用対効果を意識する必要があると思う。また、路線バスは不採算ルートからの撤退が続いているため、再参入を促す努力も必要であると思う。	本計画では、「基本目標Ⅱ－個別目標2－②移動しやすいまちにする」を掲げており、今後も、費用対効果にも留意しながら、取り組みを進めてまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	歩道の拡幅やセーフティアップ、バリアフリー化などは、子育てしやすい・暮らしやすい環境の一つであると思うので、積極的に進めてほしい。	本計画では、「基本目標Ⅱ－個別目標2－②移動しやすいまちにする」、「基本目標Ⅱ－個別目標3－②防災・防犯力、まちの安全性を高めるとともに、市民のつながりを強める」を掲げ、このなかで、歩きやすく、安全な歩道の整備に取り組んでいく考えを示しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	空き家は、犯罪の温床になりやすいなど、人が離れていく状況を生み出しかねないため、対策を積極的に進めてほしい。	本計画では、「基本目標Ⅱ－個別目標3－②防災・防犯力、まちの安全性を高めるとともに、市民のつながりを強める」を掲げ、このなかで、空き家への対策を推進していく考えを示しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
6	障がい者の就労、通勤、生き生き過ごせる余暇について、踏み込んだ対策をお願いしたい。	本計画では、「基本目標Ⅲ－個別目標2－②誰もが自分らしい生活を送ることができるまちを目指す」を掲げ、このなかで、障がいの有無に関わりなく、一人ひとりの希望がかない、自分らしく生活できるような地域社会の構築に向け、取り組んでいく考えを示しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	障がい者の家族が、介護離職せざるを得ない状況にならないよう、対策を講じてほしい。	

3. その他、計画全体について

	意見の概要	市の考え方
1	大和を代表する魅力スポットに、大和市つるまいの里歴史資料館と大和市下鶴間ふるさと館も記載するべきであると思う。	いただいたご意見を踏まえ、検討してまいります。
2	計画書中の用字用語等に関して修正するとともに、専門的な用語等には注釈を付した方がいい。	「大和市政文書の作成に関する規程」にのっとり、必要な修正を行うとともに、専門用語等には必要に応じて注釈を加えます。